

第5章

実現に向けた取り組み

- 1.制度・事業の活用
- 2.推進体制の充実
- 3.進行管理

1 制度・事業の活用

(1) 将来都市構造・土地利用構想の実現

集約型都市構造の実現に向けて、既存の法制度や事業を有効に活用していくとともに、その効果を見据えながら、必要に応じて新たな施策・事業を検討します。

都市計画区域内では、用途地域内への適切な都市機能の誘導に向けて都市計画制度を中心に制度・事業の活用を図るとともに、白地地域の環境を保全するため都市計画以外の制度との連携を積極的に推進します。

都市計画区域外では、新たな開発や施設立地の適切な規制・誘導、集落地などの防災性向上などの観点から、都市計画区域や建築基準法に基づく建築確認区域の指定拡大など、地域の課題に応じた適切な制度活用をおこないます。

(2) 分野別構想・方針の実現

分野別方針を実行していくため、みどりの基本計画や景観計画など、部門別計画の策定・改定を推進し、計画実現のための制度の活用を検討します。

都市計画決定から長期間経過し、未だ事業着手がなされていない、いわゆる長期未着手の都市計画道路、都市計画公園については、今後の対応など見直し検討をおこないます。

2 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の整備

本計画には都市計画以外の分野・施策と密接に関係する内容も含まれていることから、本計画に沿った適切な都市づくりを推進していくため、関係部局による定期的な連絡・調整体制を構築します。

(2) 住民との協働体制の構築

情報提供や参加機会の拡充による協働意識の醸成

地域別構想の具現化や住民に身近な都市施設の整備、維持管理など、計画実現にあたっては住民との協働が不可欠であるため、行政が組織横断的に様々な機会を通じて情報提供を行っていくとともに、計画策定・事業実施・維持管理などの様々な段階に応じた住民参加システムを構築していきます。

街づくり活動の支援体制の整備

地域別構想の具現化などにおいて住民が主体的に活動できるよう、活動費用や専門家派遣などの支援に向けた体制づくりを推進します。

3 進行管理

(1) 進捗状況の確認

本計画に記された方針に基づき実施される個別事業・まちづくりについて、総合計画等他の計画で行われている進捗状況の確認と連携・活用しながら、定期的に進捗状況を確認していきます。

(2) 計画の見直し

本計画は概ね20年後を目標年次としていますが、社会・経済情勢など本市をとりまく状況が大きく変化するなど、計画に大きな影響を与える場合にあっては、目標年次にとらわれることなく的確に計画を見直していきます。